

秋田県町村電算システム共同事業組合管理者会規程

平成25年4月1日

訓令第1号

(管理者会の設置)

第1条 組合の共同処理する事務に関する重要事項を協議するために管理者会を置く。

(構成)

第2条 管理者会の構成員は管理者及び副管理者とする。

(招集等)

第3条 管理者会の招集及び議事運営は、管理者が行う。

(関係職員の出席等)

第4条 管理者は、管理者会の運営上必要と認めたとき、関係職員の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(会議等の設置)

第5条 管理者は、管理者会に必要な会議等を設置することができる。

(事務局)

第6条 管理者会の事務局は、組合の事務局が行う。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。